



厚生労働省佐賀労働局発表
平成29年6月28日



【照会先】

厚生労働省佐賀労働局労働基準部(健康安全課)
健康安全課長 平川 稔
主任安全専門官 井本 浩人
(電話) 0952(32)7176(直通)

全国安全週間に当たり、 佐賀労働局長による安全パトロールを実施します

平成29年の上期は、建設業の労働災害が増加しています。

- 1 全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、昭和3年に初めて実施されて以来、これまで一度も中断することなく続けられており、本年度で90回目を迎えます。
本年度の全国安全週間は、

『 組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化 』

をスローガンとして、7月1日から7日まで実施されます。

佐賀労働局(局長 松森 靖)では、全国安全週間期間中の7月4日に、局長による建設工事現場の安全パトロールを下記のとおり行います。

個々の事業場においても、経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行うなど、この週間を契機として、経営トップ主導の下、労働災害の根絶に向けた取組が望まれます。

記

《 佐賀労働局長建設工事現場安全パトロール 》

日 時：平成29年7月4日(火) 10時～11時45分

工 事 名：「県立病院好生館跡地4団体複合施設新築工事(仮称)」

場 所：佐賀市水ヶ江1丁目329-1ほか

施工業者：松尾・唐津土建・五光・牟田特定建設工事共同企業体

工事概要：健診センター、バス車庫ほか複合施設の新築工事

PC・RC造(一部S造)、地上4階建

※ 現場の所在地は、別添資料(現場案内図)をご覧ください。

2 労働災害の発生状況について

平成 29 年 5 月末（速報値）の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、374 人と前年同期比で 14 人（3.6%）の減少となっていますが、建設業では 61 人と前年同期（50 人）に比べ 11 人（22.0%）増加しています。

全産業における災害の内容（事故の型）では、動作の反動・無理な動作による災害が 59 人と前年同期（44 人）から 15 人（34.1%）増加しています。また、転倒による災害は 82 人と前年同期（102 人）から 20 人（19.6%）減少していますが、死傷者数全体に占める割合は、21.9%と依然として事故の型別で最も高い状況が続いています。

佐賀労働局では、労働災害の増加に歯止めをかけるため、転倒災害の防止対策【STOP！転倒災害プロジェクト（※1）】の徹底をはじめ、労働災害が増加している業種等を中心に個別指導や集団指導、自主点検の実施などの取組を強化していくこととしています。

なお、死亡災害は、6月27日現在、前年同期と同じ5人の方が亡くなられています。（※2）

（※1）

全産業の休業 4 日以上之死傷災害の 2 割と、最も件数の多い転倒災害に着目し、厚生労働省と労働災害防止団体が主唱し、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講ずることにより職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、平成 27 年 1 月 20 日からの「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として全国的に実施するものです。

（※2）

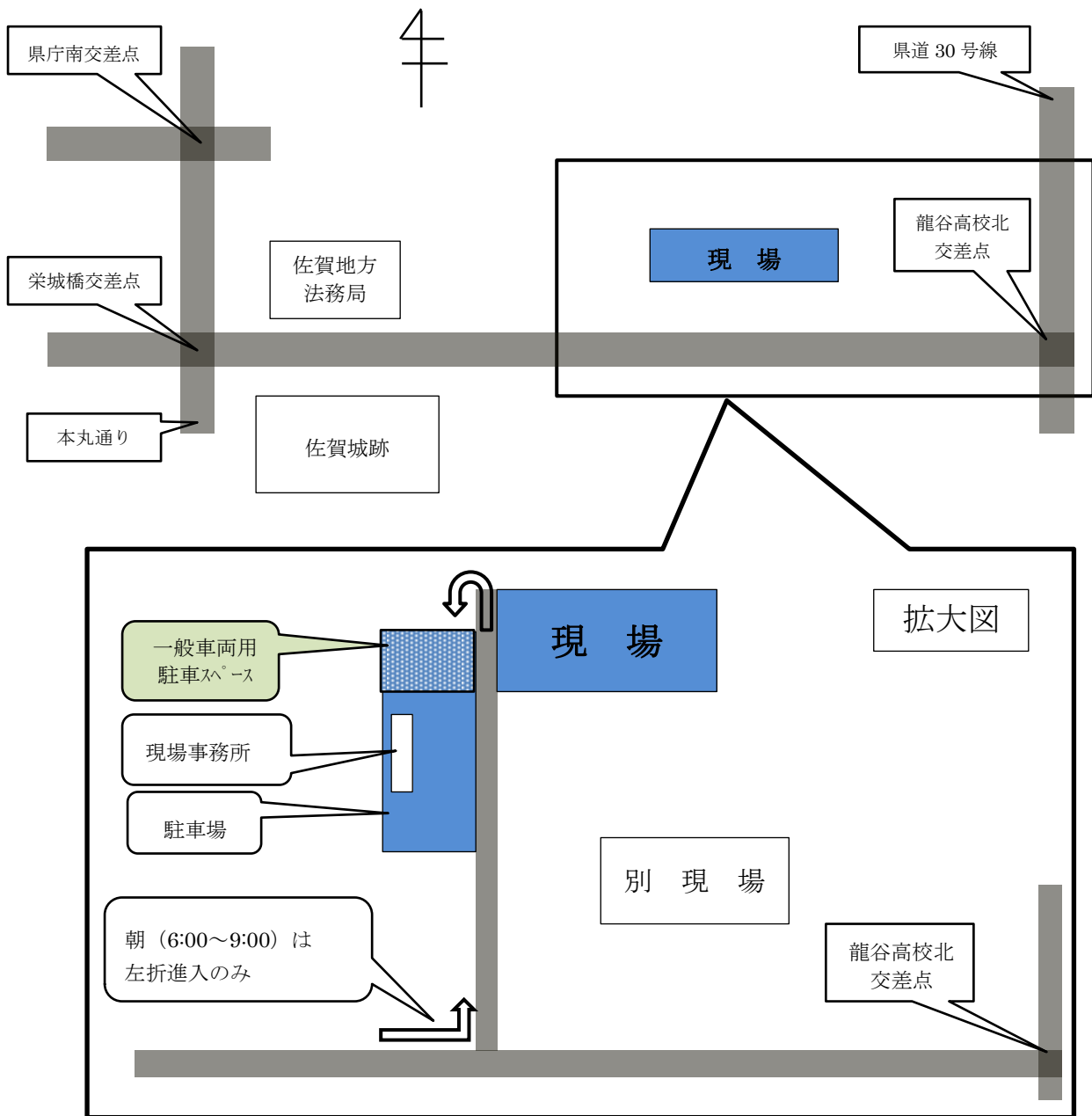
平成 29 年 5 月末現在の死亡者数は 4 人ですが、平成 29 年 6 月 6 日に、運送業の労働者が交通事故により死亡する労働災害が発生し、6 月 27 日現在、死亡者数は 5 人となっているものです。

◎添付資料

- 1 現場案内図
- 2 第 90 回 全国安全週間（リーフレット）
- 3 平成 28 年「業種別・署別労働災害発生状況」（確定値）
- 4 佐賀県内における労働災害発生状況
業種別・年別労働災害発生状況（平成 20 年～平成 28 年）
- 5 平成 29 年「業種別・署別労働災害発生状況」（平成 29 年 5 月末累計速報値）
- 6 佐賀県内における死亡労働災害の概要【平成 29 年】【平成 28 年】
- 7 STOP！転倒災害 プロジェクト
- 8 ストップ・ザ・交通労働災害
- 9 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

現場案内図

(佐賀市水ヶ江1丁目 329-1 ほか)



※ 当日、取材同行を希望される報道機関の方は、準備の都合等がございますので、
6月29日（木）までに佐賀労働局健康安全課（電話 0952-32-7176）
あて連絡をお願いします。

当日の集合は、工事現場内の「松尾・唐津土建・五光・牟田特定建設工事共同企業
体事務所」に午前10時までをお願いします。

※ 駐車場には限りがありますので、極力乗り合わせでお越しください。

※ 駐車場の出入口は、駐車場の奥側になります。

（奥まで進んで、Uターンするかたちで一般車両用駐車スペースに駐車してください。）

第90回 全国安全週間

期 間：平成 29 年 7 月 1 日（土）～ 7 日（金）

【準備期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 30 日（金）】

（スローガン）

そしき すす あんぜんかんり と く あんぜんかつどう
組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

みらい あんぜんぶんか
未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害は前年より1.4%増加しました。また、平成29年の死亡災害についても平成29年4月末の速報値では、前年の同時期を上回っている状況です。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきまして、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成29年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成29年度全国安全週間実施要綱について（抜粋） 事業者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

（２）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

（３）製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（４）建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

<東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策>

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

（５）林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

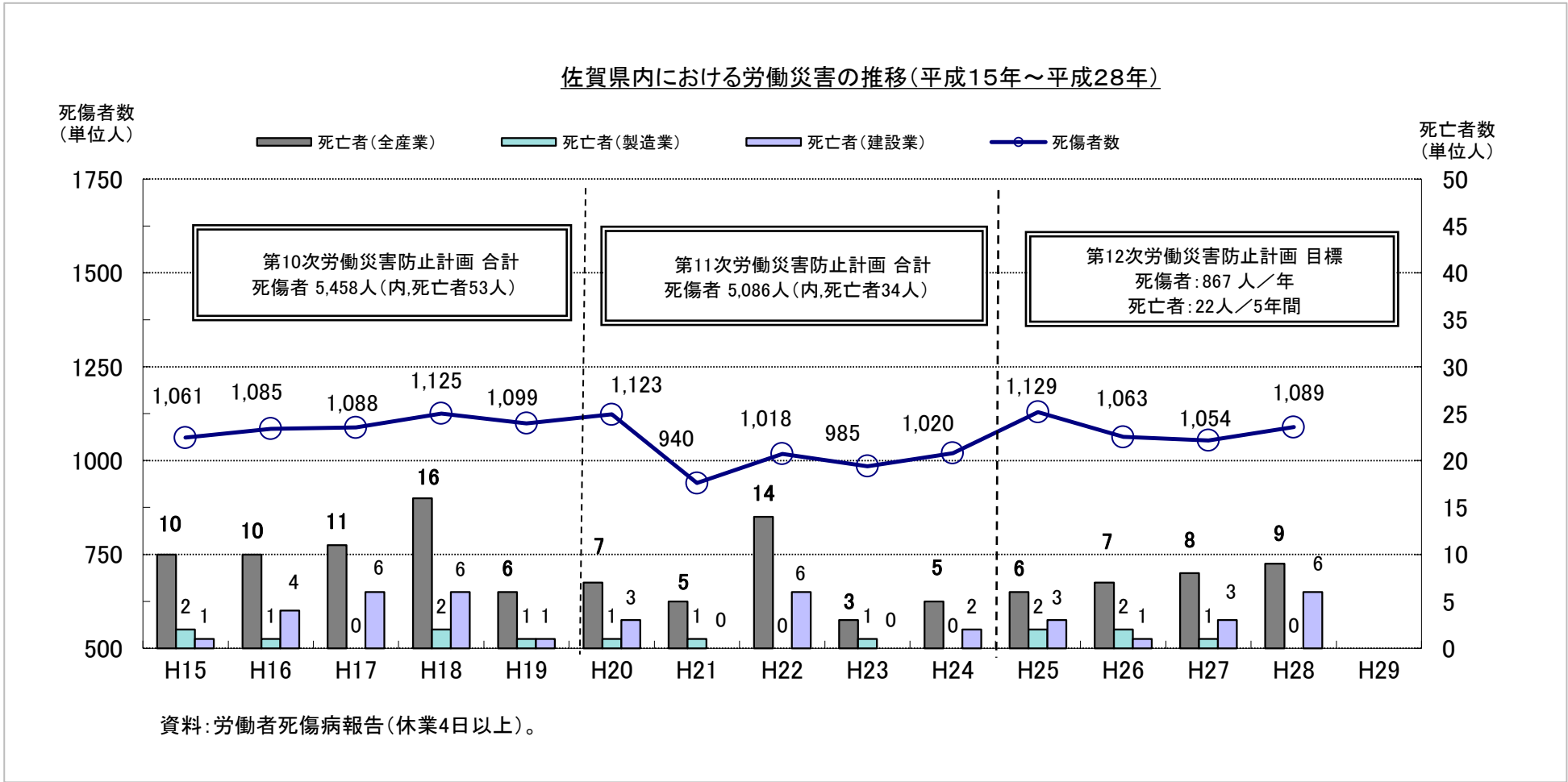
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

佐賀県内における労働災害発生状況

佐賀労働局



業種別・年別労働災害発生状況(平成20年～平成28年)

業 種		発生年										平成28年の 対前年増減 【上段：数】 【下段：率】	平成28 年の全産 業に対す る割合	平成27 年の全産 業に対す る割合
		平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年				
製 造 業		352	224	253	293	279	289	243	239	291	52	26.7%	22.7%	
		126.2	80.3	90.7	105.0	100.0	103.6	87.1	85.7	104.3	21.8%			
鉱 業		4	2	4	1	2	1	3	4	1	-3	0.1%	0.4%	
		200.0	100.0	200.0	50.0	100.0	50.0	150.0	200.0	50.0	-75.0%			
建 設 業		162	151	145	157	160	208	172	179	153	-26	14.0%	17.0%	
		101.3	94.4	90.6	98.1	100.0	130.0	107.5	111.9	95.6	-14.5%			
運 送 業 (運輸交通業、貨物取扱業)		164	134	162	151	155	173	186	163	148	-15	13.6%	15.5%	
		105.8	86.5	104.5	97.4	100.0	111.6	120.0	105.2	95.5	-9.2%			
うち陸上貨物運送事業		145	124	146	132	137	164	175	152	138	-14	12.7%	14.4%	
		105.8	90.5	106.6	96.4	100.0	119.7	127.7	110.9	100.7	-9.2%			
農業・水産業・畜産業		25	24	21	23	27	29	22	29	25	-4	2.3%	2.8%	
		92.6	88.9	77.8	85.2	100.0	107.4	81.5	107.4	92.6	-13.8%			
林 業		24	24	23	16	11	17	17	16	14	-2	1.3%	1.5%	
		218.2	218.2	209.1	145.5	100.0	154.5	154.5	145.5	127.3	-12.5%			
第 三 次 産 業		392	381	410	344	386	412	420	424	457	33	42.0%	40.2%	
		101.6	98.7	106.2	89.1	100.0	106.7	108.8	109.8	118.4	7.8%			
うち小売業		95	86	91	79	92	87	111	109	99	-10	9.1%	10.3%	
		103.3	93.5	98.9	85.9	100.0	94.6	120.7	118.5	107.6	-9.2%			
うち社会福祉施設		33	49	51	34	49	75	72	69	69	0	6.3%	6.5%	
		67.3	100.0	104.1	69.4	100.0	153.1	146.9	140.8	140.8	0.0%			
うち飲食店		30	22	47	37	23	33	24	34	41	7	3.8%	3.2%	
		130.4	95.7	204.3	160.9	100.0	143.5	104.3	147.8	178.3	20.6%			
全 産 業 計		1,123	940	1,018	985	1,020	1,129	1,063	1,054	1,089	35	100.0%	100.0%	
		110.1	92.2	99.8	96.6	100.0	110.7	104.2	103.3	106.8	3.3%			

(注) (1) 資料：労働者死傷病報告(休業4日以上)。
(2) 上段：死傷災害者数、下段：平成24年を100とした指数。

佐賀労働局

業種	署	佐賀署			唐津署			武雄署			伊万里署			当年計			前年同期計			対前年 同期 増減数	対前年 同期 増減率
		死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計		
01 食料品製造			27	27		8	8		3	3		4	4		42	42		45	45	-3	-6.7%
02 繊維工業																					—
03 衣服その他の繊維			1	1		1	1		1	1					3	3				3	—
04 木材・木製品			1	1					1	1		2	2		4	4		5	5	-1	-20.0%
05 家具・装備品			3	3											3	3		2	2	1	50.0%
06 パルプ等			1	1								1	1		2	2		4	4	-2	-50.0%
07 印刷・製本																		1	1	-1	-100.0%
08 化学工業			4	4		1	1								5	5		3	3	2	66.7%
09 窯業土石			1	1					1	1		1	1		3	3		4	4	-1	-25.0%
10 鉄鋼業									1	1					1	1		2	2	-1	-50.0%
11 非鉄金属			1	1											1	1				1	—
12 金属製品			7	7		1	1		3	3					11	11		12	12	-1	-8.3%
13 一般機械器具			3	3					1	1		1	1		5	5		5	5		
14 電気機械器具												1	1		1	1		5	5	-4	-80.0%
15 輸送機械製造			2	2		1	1					3	3		6	6		5	5	1	20.0%
16 電気・ガス						1	1								1	1				1	—
17 その他の製造			5	5											5	5		11	11	-6	-54.5%
01 製造業			56	56		13	13		11	11		13	13		93	93		104	104	-11	-10.6%
02 土石採取業																		1	1	-1	-100.0%
02 鉱業																		1	1	-1	-100.0%
01 土木工事			9	9		6	6		5	5		1	1		21	21	2	11	13	8	61.5%
02 建築工事	1	19	20	1		1		7	7		2	2	2	28	30	2	27	29		1	3.4%
03 その他の建設			5	5		1	1		3	3		1	1		10	10		8	8	2	25.0%
03 建設業	1	33	34	1	7	8		15	15		4	4	2	59	61	4	46	50		11	22.0%
01 鉄道等																					—
02 道路旅客			1	1		1	1		1	1					3	3		5	5	-2	-40.0%
03 道路貨物運送		37	37		2	2	1	4	5		1	1	1	44	45	1	50	51		-6	-11.8%
04 その他の運輸交通																					—
04 運輸交通業		38	38		3	3	1	5	6		1	1	1	47	48	1	55	56		-8	-14.3%
01 陸上貨物			8	8										8	8		5	5		3	60.0%
02 港湾運送業										1		1	1		1					1	—
05 貨物取扱			8	8						1		1	1	8	9		5	5		4	80.0%
01 農業			1	1		1	1							2	2		2	2			
02 林業			2	2								2	2		4	4		4	4		
06 農林業			3	3		1	1					2	2		6	6		6	6		
01 畜産業			5	5		1	1		2	2		1	1		9	9		7	7	2	28.6%
02 水産業			1	1		1	1							2	2		1	1		1	100.0%
07 畜産・水産業			6	6		2	2		2	2		1	1		11	11		8	8	3	37.5%
01 卸売業			7	7		1	1		1	1		1	1		10	10		8	8	2	25.0%
02 小売業			13	13		9	9					5	5		27	27		38	38	-11	-28.9%
03 理美容業																					—
04 その他の商業			4	4		1	1		1	1					6	6		9	9	-3	-33.3%
08 商業			24	24		11	11		2	2		6	6		43	43		55	55	-12	-21.8%
01 金融業			3	3					1	1					4	4		2	2	2	100.0%
02 広告・あっせん																					—
09 金融広告業			3	3					1	1					4	4		2	2	2	100.0%
01 映画・演劇業																					—
10 映画・演劇業																					—
01 通信業			1	1											1	1		4	4	-3	-75.0%
11 通信業			1	1											1	1		4	4	-3	-75.0%
01 教育研究			2	2		3	3								5	5				5	—
12 教育研究			2	2		3	3								5	5				5	—
01 医療保健業			3	3		1	1		3	3		1	1		8	8		14	14	-6	-42.9%
02 社会福祉施設			14	14		4	4		5	5		4	4		27	27		15	15	12	80.0%
03 その他の保健衛生																		2	2	-2	-100.0%
13 保健衛生業			17	17		5	5		8	8		5	5		35	35		31	31	4	12.9%
01 旅館業			4	4		1	1		2	2		2	2		9	9		3	3	6	200.0%
02 飲食店			9	9		4	4		3	3		1	1		17	17		16	16	1	6.3%
03 その他の接客			3	3		1	1		3	3		1	1		8	8		11	11	-3	-27.3%
14 接客娯楽			16	16		6	6		8	8		4	4		34	34		30	30	4	13.3%
01 清掃・と畜			9	9					4	4		1	1		14	14		24	24	-10	-41.7%
15 清掃・と畜			9	9					4	4		1	1		14	14		24	24	-10	-41.7%
01 官公署																					—
16 官公署																					—
01 派遣業									1	1					1	1				1	—
02 その他の事業			6	6					1	1		2	2		9	9		12	12	-3	-25.0%
17 その他の事業			6	6					2	2		2	2		10	10		12	12	-2	-16.7%
合 計		1	222	223	1	51	52	1	58	59	1	39	40	4	370	374	5	383	388	-14	-3.6%
第三次産業計（運送業除く）			78	78		25	25		25	25		18	18		146	146		158	158	-12	-7.6%
前年同期計		3	244	247	1	48	49	1	45	46		46	46	5	383	388					
対前年増減数		-2	-22	-24		3	3		13	13	1	-7	-6	-1	-13	-14					
死傷者数の対前年増減率			-9.7%			6.1%			28.3%			-13.0%			-3.6%						

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【平成29年】

平成29年6月27日現在

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	貨 物 取 扱 業	伊万里 署	H29.1.27 11時00分頃	男 40歳代	激突され	クレーン	コンテナヤードにおいて、橋形クレーン（つり上げ荷重51.6t）の走行路内に被災者が立入り、停車中のコンテナ運搬用トラックの運転手と話をしているときに、走行してきた橋形クレーンの走行車輪にひかれた。
2	建 設 業	佐賀署	H29.2.24 9時00分頃	男 40歳代	倒壊・崩 壊	その他の仮 設物、建築 物、構造物	門型の鋼製構造物(以下「構造物」という。)の解体作業において、構造物の支柱下部を溶断し、構造物をドラグ・ショベルのバケットで奥側に押し倒そうとしたが倒れなかったためバケットを別の位置に動かしていたところ、この構造物が手前側に倒れて運転席との間に挟まれた。
3	建 設 業	唐津署	H29.3.24 15時50分頃	男 40歳代	交通事故 （道路）	トラック	施工管理を担当していた個人住宅の現場管理写真を撮影し事業場へ帰社する途中、西九州自動車道下り線において、大型トラックに追突された。
4	運 送 業	武雄署	H29.5.17 4時25分頃	男 50歳代	交通事故 （道路）	トラック	4トントラックを運転し、配送先に荷卸し後、長崎自動車道を利用して荷主の配送センターに戻る途中、上り線パーキングエリアに進入した際、パーキングエリア入口付近の駐車スペースに停車していた大型トラックに追突した。
5	運 送 業	伊万里 署	H29.6.6 1時15分頃	男 40歳代	交通事故 （道路）	トラック	大型トラックを運転し山陽自動車道下り車線を走行中、トレーラーと接触事故を起こし追い越し車線に停車していた大型トラックに追突した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成28年】

番号	業 種	管轄署	発生日 時 刻	被災者 年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	建 設 業	唐津署	H28.1.29 9時00分頃	男 20歳代	墜落・転 落	仮設物・建 築物・構築 物等	屋根葺き替え工事において、瓦撤去後に屋根をシートで覆ったが、降雨で工事箇所から雨漏りがするため、小雨の中でもう一枚シートを上 に 掛け固定する作業中に、軒先(高さ約5m)から地上に墜落した。(3日後に死亡。)
2	建 設 業	佐賀署	H28.3.18 16時50分頃	男 50歳代	墜落・転 落	締固め用機 械	河川局部改築工事において、堤防上で搭乗式振動ローラーを移動中に堤防斜面を振動ローラーと共に3. 2m下の仮設通路上に転落した。
3	運 送 業	佐賀署	H28.5.21 5時00分頃	男 50歳代	交通事故 （道路）	トラック	大型トラックに荷を積み、配送先へ向かう国道の走行中、緩やかな左カーブを曲がりきれず対向車線を横切り、ガードレールを越え約3 m下の田んぼに落下した。
4	建 設 業	武雄署	H28.5.24 10時50分頃	男 60歳代	墜落・転 落	屋根	瓦の補修工事において、屋根に上り瓦の状況を確認していたところ、瓦屋根から、下方のプラスチック製の高さ2. 36mの庇へ落ちて、庇を突き破り墜落した。
5	建 設 業	佐賀署	H28.5.31 8時00分頃	男 60歳代	墜落・転 落	はしご等	資材倉庫において、高さ約4mの梁にはしごをかけ、昇って作業をしようとしていたところ、はしごが外れ墜落した。
6	運 送 業	佐賀署	H28.8.25 22時30分頃	男 40歳代	交通事故 （道路）	乗用車、バ ス、バイク	運転代行用の軽乗用車を運転し利用客を迎えに行くため県道を走行中に、交差点を過ぎたところで、道路左側の縁石に乗り上げ横転した。
7	運 送 業	佐賀署	H28.10.23 4時00分頃	男 60歳代	交通事故 （道路）	トラック	被災者は、大型トラックで高速道路を走行中、乗用車が事故を起し走行車線を塞いでいるのを発見し、事故車先にある非常駐車帯に車両を止め、救護活動を行う旨会社に連絡後、事故車両の所で救護活動を行っているとき大型トラックが突っ込んできて被災した。
8	建 設 業	唐津署	H28.12.9 5時30分頃	男 20歳代	交通事故 （道路）	トラック	事業場からライトバン（貨物車）にて工事現場に向かうため県道を走行中に、信号機の無い交差点において、右折車のため並んでいた車列を追い抜こうとしたところ、右折車と接触して水路に転落し助手席同乗者が被災した。
9	建 設 業	武雄署	H28.12.15 15時30分頃	男 30歳代	墜落・転 落	締固め用機 械	林道開設工事において、乗用式振動ローラーを移動中に、同ローラーとともに谷側の路肩から法長約36m下に転落した。

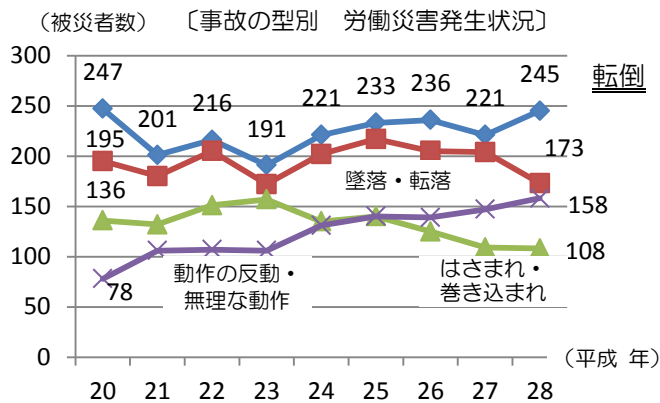
大幅増！転倒災害！



～・～職場での転倒災害を減らしましょう！～・～

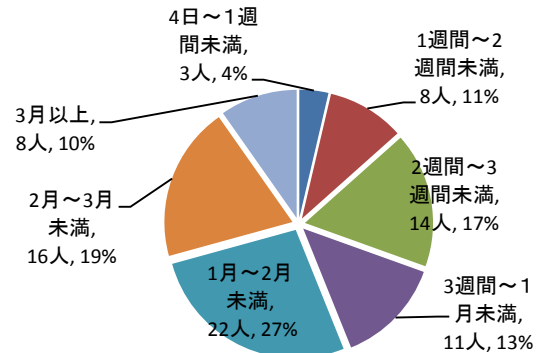
仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方が、急増しています（前年比10.9%増）。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

転倒災害が最も多く発生



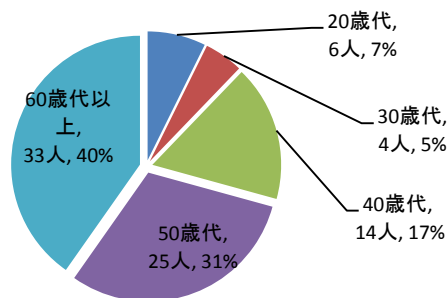
転倒災害は重症化しやすい

〔転倒災害の休業見込（平成29年1月～5月）〕



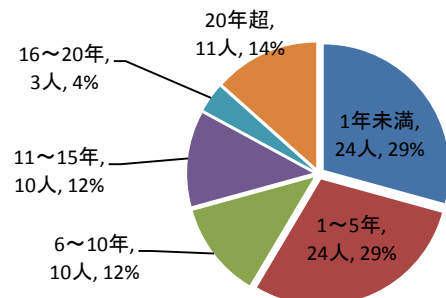
50歳以上が約7割超え

〔転倒災害の被災者年齢構成（平成29年1月～5月）〕



経験年数1年未満が約3割

〔転倒災害の被災者経験年数（平成29年1月～5月）〕



《資料：佐賀労働局 労働者死傷病報告》

転倒災害の種類と主な原因

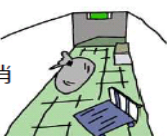
▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
＜主な原因＞ - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	＜主な原因＞ - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	＜主な原因＞ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。



転倒災害防止対策のポイント

- ▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

＜転倒しないための靴選びのポイント＞

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

職場の転倒災害防止対策を進めていただくため、チェックシートを活用した総点検を行い、安全委員会などで検討し、職場環境の改善を行ってください。

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

【STOP！転倒災害プロジェクト】厚生労働省特設サイトを開設しています！
佐賀労働局ホームページ（目的や内容ですが安全衛生関係＜法令・制度＞安全衛生情報）に、厚生労働省特設サイトへのリンクを掲載していますので、ご利用ください。

ストップ・ザ・交通労働災害！

～死亡労働災害のトップは「交通事故」～



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、
運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。
労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

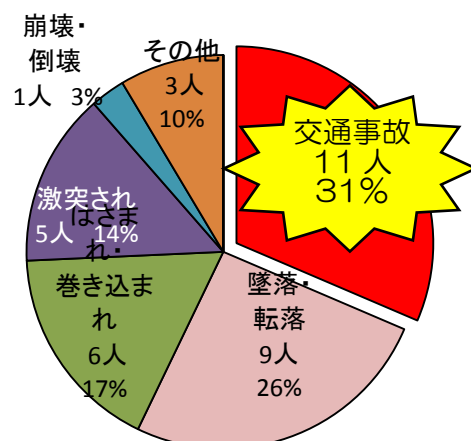
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の約3割が、「交通事故」!

過去5年間(平成24年から平成28年まで)の佐賀県内における交通労働災害(交通事故)による死亡者数(11人)は、全産業の死亡労働災害(35人)の約3割を占めており死亡原因のトップとなっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

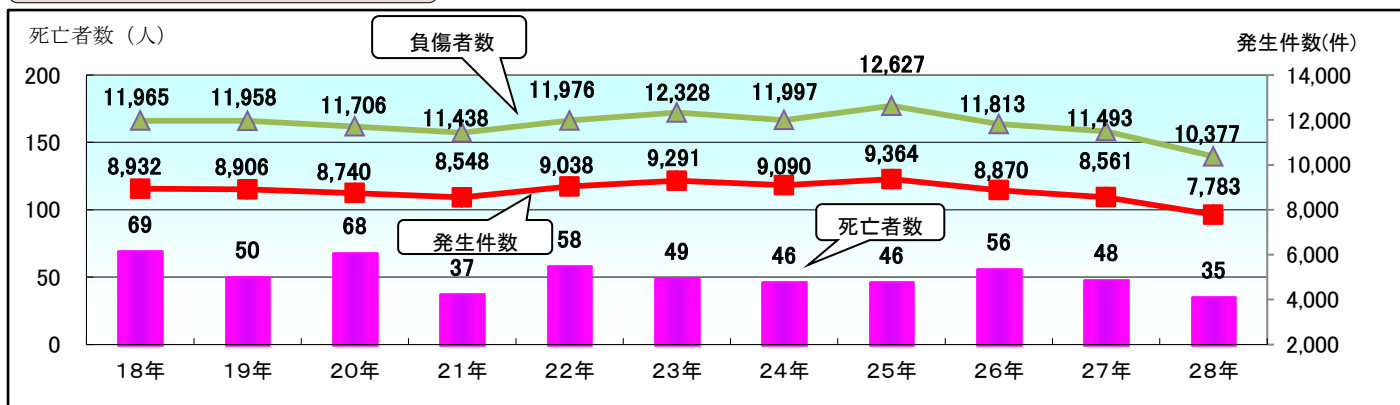
佐賀労働局における過去5年間
(平成24年～平成28年)の死亡労働災害発生状況



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

佐賀県の交通事故発生状況

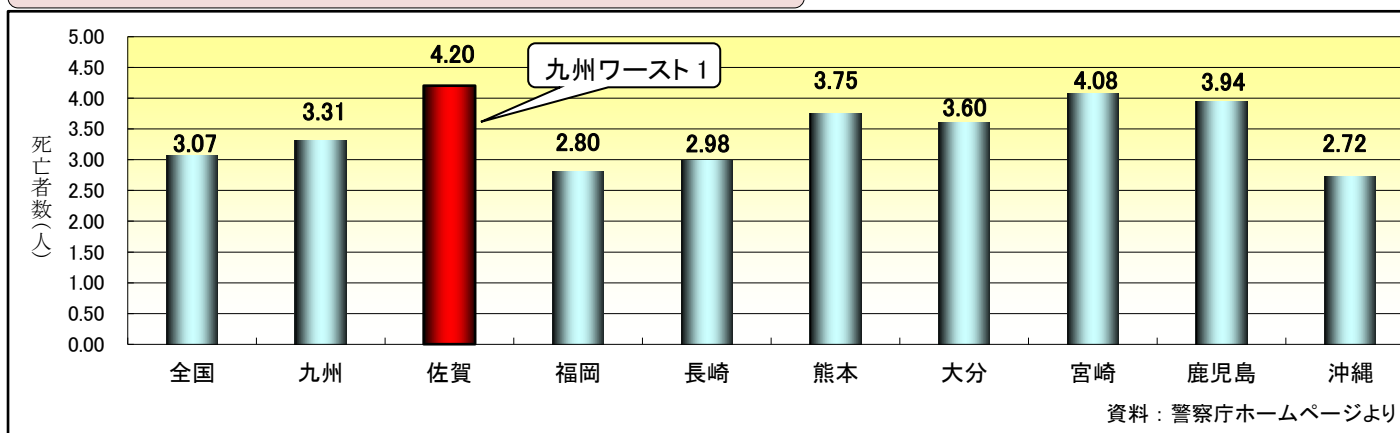
平成 28 年の負傷者数、発生件数、死亡者数は減少した！



資料：佐賀県警察本部ホームページより

人口 10 万人当たりの交通事故による死亡者数(平成 28 年)

※ 人口は総務省統計資料「平成 28 年 10 月 1 日現在推計人口」による。

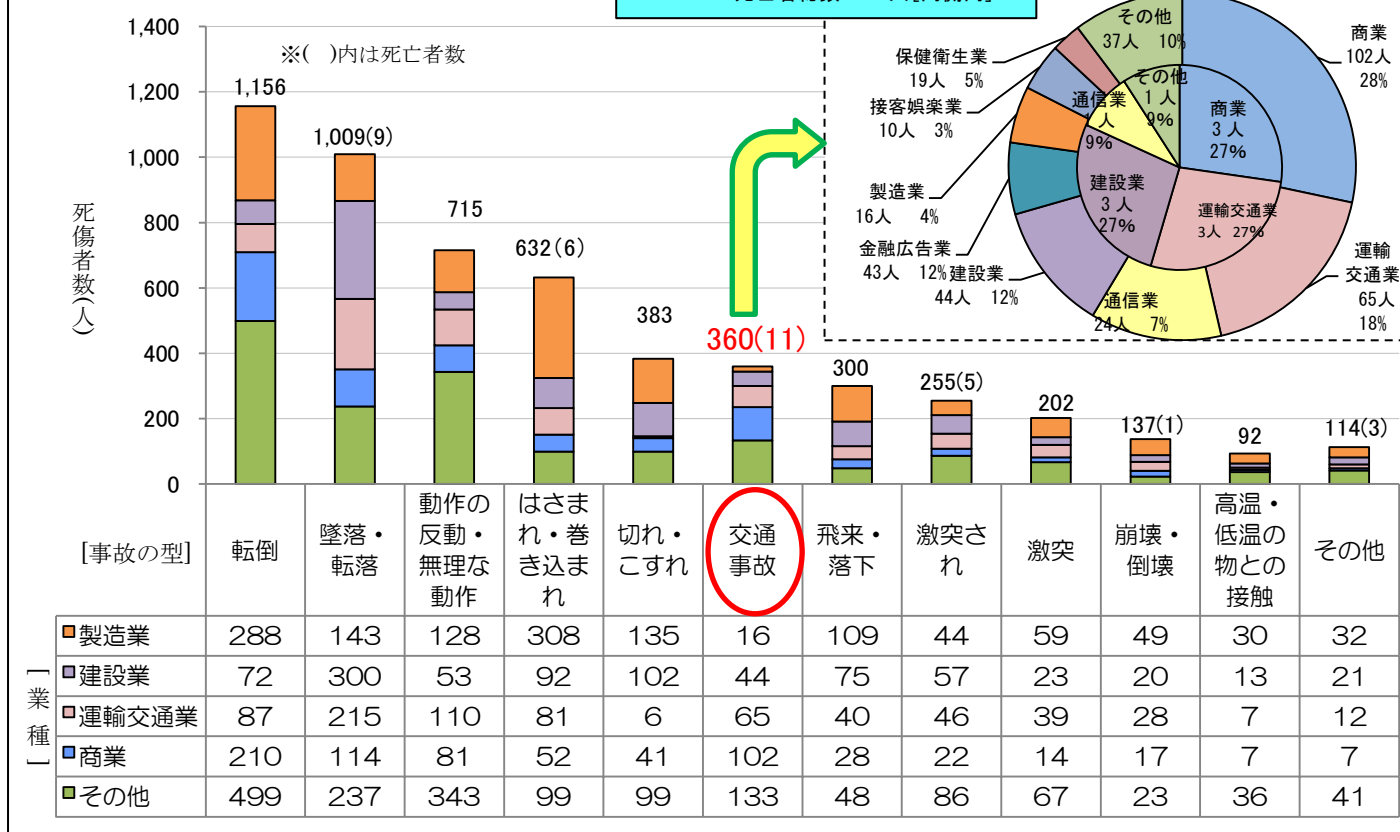


資料：警察庁ホームページより

佐賀県の労働災害発生状況 (平成 24 年～28 年)

★ 商業がワースト 1

交通労働災害(交通事故)の発生状況
・死傷者総数 360 人[外側円]
・死亡者総数 11 人[内側円]



資料：佐賀労働局「労働者死傷病報告(休業4日以上)」より

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

～ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ～ 佐賀労働局

本ガイドラインは、平成 25 年 5 月に改正され、「労働安全衛生関係法令」、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

□ 交通労働災害防止のための管理体制

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

○ 交通労働災害防止のための安全管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

○ 安全衛生方針の表明と目標の設定、PDCAサイクルによる安全衛生計画の実施

- ◆ 事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。
- ◆ 安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を作成（Plan）するとともに、その計画を適切に実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）していきましょう。
 - ① 適正な労働時間等の管理及び走行管理に関する事項
 - ② 教育の実施等に関する事項
 - ③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
 - ④ 健康管理に関する事項

○ 安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合いましょう。

□ 適正な労働時間等の管理と走行管理

勤務間の休息時間が 8 時間未満、拘束時間が 13 時間超、運転業務時間が 9 時間以上の場合に発生しやすい。

○ 睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成することににより、運転業務従事者（※ 1）の十分な睡眠時間等を確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた「交替運転者の配置基準」を遵守しましょう。

○ 適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間を定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転業務従事者に適切な指示を行いましょう。

- ① 走行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 拘束時間・運転時間及び休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所の位置
- ④ 荷役作業の内容及び所要時間
- ⑤ 走行の経路・主な経過地における出発及び到着の日の目安

普段の睡眠時間が 5 時間未満、勤務前 24 時間の総睡眠時間が 5 時間以下である場合は、発生しやすい。

○ 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

- ◆ 安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等を確実にを行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前 2 4 時間における拘束時間の合計が 1 3 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認しましょう。
- ◆ 走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調であるなど常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

1 週間連続して 1 日あたりの拘束時間が 1 3 時間を超えるなど睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

○ 荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

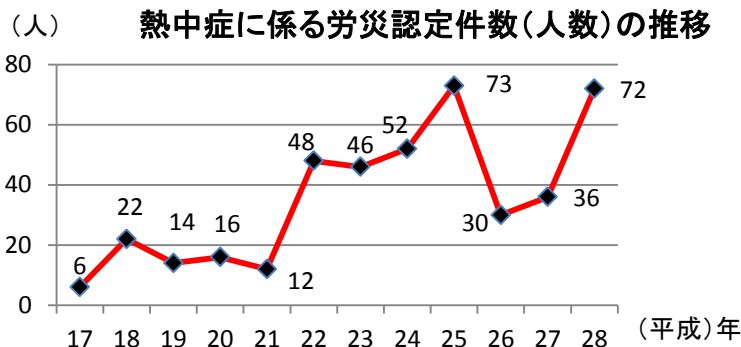
事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者（※ 2）に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。

（※ 1）運転業務従事者：自動車（4 輪以上に限る。）の運転業務に主として従事している労働者。

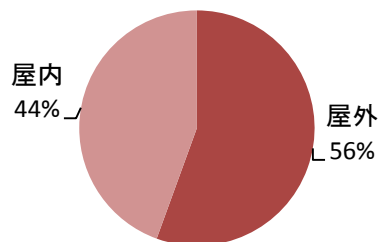
（※ 2）運転者：自動車等の運転を行う労働者。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

佐賀県内の職場における熱中症の発生状況(労災認定件数等)は下記のグラフのとおりです。
厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「**STOP！熱中症クールワークキャンペーン**」を展開し、重点的な取組を進めています。
各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！



屋外・屋内別発生状況
(平成28年)



●実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで【準備期間4月、重点取組期間7月】

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

●準備期間(4月1日～4月30日)

☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備

JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。

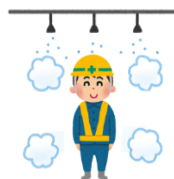


☐ 作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。

☐ 設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。



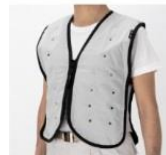
☐ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



☐ 服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。



☐ 教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



☐ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



●主唱

厚生労働省、

中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

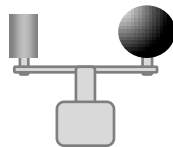
●協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

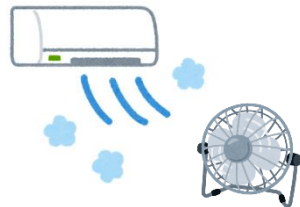
●キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

□ 暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

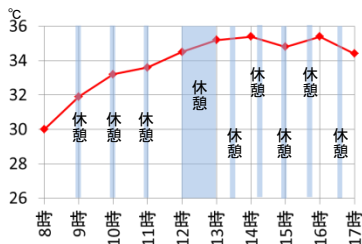
□ 暑さ指数を下げるための設備の設置

□ 休憩場所の整備

□ 涼しい服装等

□ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。



□ 熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

□ 水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



□ 健康診断結果に基づく措置

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



□ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



□ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

□ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

■ 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよい
- 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



●重点取組期間(7月1日～31日)

□ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

□ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

□ 水分、塩分を積極的にとりましょう。

□ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。

□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

□ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車をよびましょう。

